

掛川市条例第11号

掛川市語学指導等を行う外国人である職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成23年3月29日

掛川市長

(別紙)

掛川市語学指導等を行う外国人である職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市語学指導等を行う外国人である職員の給料等に関する条例（平成17年掛川市条例第149号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

掛川市語学指導助手の報酬等に関する条例

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、掛川市立学校において語学指導又は国際交流活動を行う語学指導助手の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出しを「（報酬）」に改め、同条第1項中「職員」を「語学指導助手」に、「給料」を「報酬」に、「月額32万円」を「月額38万円の範囲内で教育委員会が定める額」に改め、同条第2項中「職員」を「語学指導助手」に、「給料」を「報酬」に、「32万円」を「前項に規定する額」に改める。

第3条の見出し中「給料」を「報酬」に改め、同条中「職員の給料」を「語学指導助手の報酬」に改める。

第4条を削る。

第5条の見出しを「（費用弁償）」に改め、同条第1項中「職員が」を「語学指導助手が」に、「旅費を支給する」を「その費用を弁償する」に改め、同条第2項中「職員」を「語学指導助手」に、「実費を支給する」を「その費用を弁償する」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。